

新居浜市 高度人材確保支援事業費補助金

「新居浜市高度人材確保支援事業費補助金」は、市内中小企業者が愛媛県の「プロフェッショナル人材事業」または内閣府の「先導的人材マッチング事業」を利用し、高度人材を採用した際の補助金です。

雇用一人につき
最大20万円

【補助対象となる事業】

プロフェッショナル人材事業（愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するマッチングサポート）または先導的人材マッチング事業（内閣府より認定を受けた金融機関が実施するマッチングサポート）を利用し、高度人材を雇用した際に、民間人材紹介事業者への人材紹介手数料を市内中小企業者が負担した場合。

【補助対象者】

いずれも満たす者が対象となります。

- ・ 中小企業者であって、対象業種（裏面参照）を営んでいること
- ・ 新居浜市内に本店又は本社を有する会社若しくは住所を有する個人
- ・ 雇用保険適用事業所の事業主であること
- ・ 市税の滞納がないこと

【対象人材】

いずれも満たす者が対象となります。

- ・ 6ヵ月以上継続して雇用され、一週間の所定労働時間が30時間以上、かつ雇用保険に加入していること
- ・ 採用内定にあたり市外から転入し、現に市内に住所を有すること
- ・ 中小企業者へ雇用される直前に、関連事業主に雇用されていないこと
- ・ 雇用された中小企業者の代表者と3親等以内の親族でないこと

【補助金額等】 ※補助対象経費は、消費税等を除きます。

民間人材紹介事業者へ支払う人材紹介手数料の2分の1以内（千円未満の端数は切捨）
補助上限額：20万円

【申請方法】

雇用開始日から起算して6か月経過後、2か月以内に交付申請書等を提出してください。

※予算の上限に達した場合、申請を受け付けられない場合がありますので、申請前にお問合せください。

【提出書類】

交付申請書（第1号様式）、収支決算書（第2号様式）、請求書（第4号様式）
事業報告書（雇用の概要を含む）、職務経歴書（HPよりダウンロードください）、
紹介手数料の請求書・領収書（写）、納税証明書（法人・代表者）、
登記事項証明書又は住民票抄本、労働条件通知書（写）、対象人材の住民票、
出勤表もしくはタイムカード（写）、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

※申請時、愛媛県もしくは内閣府のどちらのマッチング事業を利用されたかご教示ください。

※その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

※様式は、新居浜市役所経済部産業振興課のHPからダウンロード可能です。

(<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/sanshin/hojo.html>)

【参考】対象業種一覧

新居浜市中小企業振興条例施行規則
昭和59年10月1日規則第38号

別表第1（第2条関係）

（平20規則28・全改）

大分類	中分類	備考
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		代理商、仲立業は対象外とする。
金融業、保険業	保険業（保険媒介代理業、 保険サービス業を含む。）	保険媒介代理業
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）、 広告業、技術サービス業（他に分類されないもの）	法律事務所、興信所は対象外とする。
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、 その他の生活関連サービス業、 娯楽業	興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、 競技団、遊戯場、その他の娯楽業は対象外とする。
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業
サービス業 （他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、 機械等修理業、職業紹介・ 労働者派遣業、その他の事業サービス業	

注 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」及び同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」の事務所は対象外とする。